



# いじめ防止基本方針

前橋市立清里小学校

この前橋市立清里小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものです。

## 1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促していくことが必要です。そのために、学校では、いじめ未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいきます。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことも大切です。

清里小児童会が中心となり、清里小からはいじめをなくしたい、いじめのない学校にしたいとの願いを込めて、「いじめのない明るい学校づくり宣言」を行いました。

子ども達自身が「いじめをしない、させない、ゆるさない みんな なかよし、清里小」というスローガンのもと、子ども達の主体的な取り組みとして、いじめ防止の啓発活動を中心とした活動を行う具体的な実行計画です。

### 「いじめのない明るい学校づくり宣言」

「いじめのない楽しい学校にしたい」これは、すべての清里小学校で  
ともに学んでいるみんなの願いです。

私たちにできることはたくさんあります。

人を思いやること、認め合うこと、励まし合うこと。

私たちが、安心して学んだり、体や心をきたえたりできる学校にするために

**いじめをしない、させない、ゆるさない**

**みんな なかよし、清里小**

このことを心に誓い、「いじめのない明るい学校づくり」を宣言します。

(清里小児童会)

## 2 いじめ防止等のための方針

- (1) いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行います。
- (2) いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成し、毎年度確認と見直しを行います。(児童会・生徒指導全体計画・道徳教育全体計画・人権教育)
- (3) 「いじめアンケート」を活用して、学校の実態を把握し、始動や取組の見直しを定期的に行ないます。
- (4) 校内研修等において、学校基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめ防止への意識と、いじめ防止の取組に対する資質を高めます。

## 3 いじめ防止等の対策のための委員会の設置及び取組

- (1) 設置の目的  
いじめ防止対策推進法の第22条を受け、いじめの防止等に関する対応を適切に行うために「**いじめ防止対策委員会**」を設置する。
- (2) いじめ防止対策委員会構成員  
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・低中高学年主任・担任・特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー。  
\* その他、緊急対応時には、校長が、必要な人物を委員として要請します。
- (3) 役割内容
  - ① いじめ防止基本方針の立案
  - ② いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - ③ いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ④ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行なう役割
  - ⑤ いじめの疑いがある情報が入った際に緊急会議を開き、組織的な対応方針を決定するための役割(関係児童への事実関係の聴取・指導支援体制の確立・対応方針決定・保護者との連携体制の確立)
- (4) 地域・保護者等との連携
  - ① 保護者への意識啓発(いじめ防止対策推進法における保護者の責務等第9条)
    - ・ 学校と保護者が関わる各場面を通じて日常的に、基本方針を周知するとともに、いじめの防止等に関する学校と保護者の責務といじめ防止基本方針と具体的な取組について確認し合います。
    - ・ 地域の活動によるいじめ未然防止に努めます。(清里地区子ども会等)
  - ② 関係機関等との連携
    - ・ 市教委、警察、児童相談所、民生児童委員、青少年健全育成委員等との連携を図ります。
    - ・ 第六中学校区幼保小中の連携を図ります。

## 4 いじめ防止等の具体的な取り組み

### (1) いじめ未然防止のための取り組み

- ① 授業に互いの考えを伝え合い、認め合う活動を積極的に取り入れ、他の児童との関わりを大切にする児童を育てます。
- ② 生徒指導計画の充実をします。
- ③ 思いやりの心を育む道德教育の充実をします。
- ④ 差別やいじめを許さない人権教育の充実をします。
- ⑤ 社会性の育成を図ります。  
(里の子活動、異学年交流、施設訪問、幼保小中交流、  
地域人材・寺子屋・読み聞かせボランティアとの交流、特別活動行事等)
- ⑥ 児童会活動による、いじめ防止の啓発活動の取り組みを行います。  
**(いじめのない明るい学校づくり宣言)**
- ⑦ 日常的な職員間の連携・情報交換をします  
(毎月の生徒指導教育相談会議、教育相談委員会 等)
- ⑧ 外部講師を招いて、インターネットや携帯電話の正しい利用方法や具体的な危険についての講話を聞き、情報モラルへの理解を深めます。

### (2) 早期発見・早期対応について

- ① いじめ調査等  
児童の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査および情報交換を次のとおり実施します。
  - ・児童対象なかよしアンケート(いじめアンケート)調査(無記名式)毎月
  - ・教育相談を通じた学級担任による児童や保護者への聞き取り調査
  - ・日常の観察から得られた情報の教職員の共有
  - ・児童の様子の情報交換による 随時(学年会後・毎職員会議後・每学年主任会議後、生徒指導教育相談会議)
- ② いじめ相談体制  
児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。
  - ・スクールカウンセラーの活用
  - ・いじめ相談窓口の設置
  - ・関係外部相談機関との連携
- ③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上  
いじめの防止等のための対策に関する研修を以下のように、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
  - ・「気になる子」の報告(生徒指導・教育相談会議)
  - ・いじめ防止対策委員会(毎職員会後)
  - ・校内研修(生徒指導関係)

・学級経営・生徒指導研修会

(3) いじめへの対策について

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- ② いじめがあると判断した場合は、被害児童のケアや支援、加害児童の指導や支援、問題の解消(再発防止の教育活動、その後の経過の見守り)まで責任を持って対応します。
- ③ 保護者の協力、スクールカウンセラー、警察・児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるように、必要に応じて警察等とも連携します。

市教委への報告(管理職→市教委)

組織を活用した状況調査と対応(組織で指示)

- ・ いじめられている児童の保護
- ・ いじめをしている児童への指導
- ・ いじられている児童の保護者への対応
- ・ いじめをしている児童の保護者への対応
- ・ その他の児童に対する対応

## 5 重大事態への対応

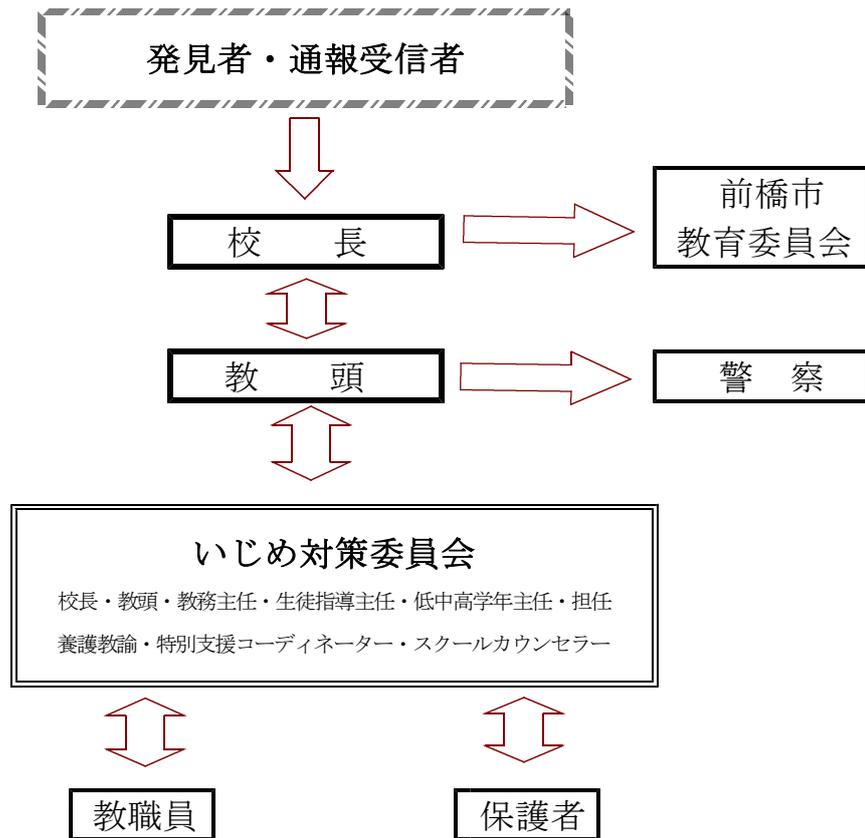
校長が、市教委青少年課および学校担当指導主事への報告を行ない、その事案への対応や調査、対処について助言を求めます。また、同時に校内いじめ対策委員会を招集し、組織的に対応をします。

「重大事態」の定義 (いじめ防止対策推進法・28条より)

(ア)いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じたとき  
いがあるときと認めるとき)

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合等を想定

(イ)いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて  
いるときと認めるとき



(1) 学校が調査主体となった場合の対応

- ア. 組織による調査体制を整えます。
- イ. 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ウ. いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供します。
- エ. 調査結果を市教委に報告します。
- オ. 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとります。

(2) 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ア. 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力します。
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、必ず調査を行い、結果を報告します。

## 6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努めます。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行います。

## いじめ防止等に関する年間計画

学期月	行事・研修等	いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	人権等	連携	
一 学 期	四 月	入学式始業式 1年生迎える会 家庭訪問	定例「いじめ対策 委員会」	校内研修 「いじめ防止基本 方針について」	なかよしアンケー ト	一学期の生活目 標「あいさつ」 校長講話	学級懇談 会
	五 月	遠足 6年修学旅行	定例「いじめ対策 委員会」	生徒指導教育相 談会議	なかよしアンケー ト		
	六 月	プール開場式 5年宿泊体験	定例「いじめ対策 委員会」	児童会いじめ防 止啓発活動	なかよしアンケー ト・教育相談		
	七 月	終業式 学習参観	定例「いじめ対策 委員会」	生徒指導教育相 談会議	なかよしアンケー ト	一学期の振り返 り	情報モラ ル 56年
二 学 期	八 月	始業式	定例「いじめ対策 委員会」		なかよしアンケー ト	二学期の生活目 標「言葉遣い」	
	九 月	運動会	定例「いじめ対策 委員会」	生徒指導教育相 談会議	なかよしアンケー ト	校長講話	
	十 月	児童生徒音楽会	定例「いじめ対策 委員会」	児童会いじめ防 止啓発活動	なかよしアンケー ト		市青少健 大会
	十 一 月	学校公開・学習参観 マラソン大会 教育相談	定例「いじめ対策 委員会」	生徒指導教育相 談会議	なかよしアンケー ト・教育相談	人権作文・標語へ の取り組み	学級懇談 会 学警連
	十 二 月	人権週間 終業式	定例「いじめ対策 委員会」		なかよしアンケー ト	二学期の振り返り	
三 学 期	一 月	始業式 校内カルタ大会	定例「いじめ対策 委員会」		なかよしアンケー ト	三学期の生活目 標「感謝の気持ち」	
	二 月	感謝のつどい 学校公開・授業参観	定例「いじめ対策 委員会」	生徒指導教育相 談会議	なかよしアンケー ト	感謝の気持ちを表 そう	学級懇談 会
	三 月	六年生を送る会 卒業式 修了式	定例「いじめ対策 委員会」		なかよしアンケー ト	三学期の振り返り	